

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東かがわ市長・東かがわ市議会議長・東かがわ市選挙管理委員会 委員長
東かがわ市代表監査委員・東かがわ市農業委員会 会長・東かがわ市教育委員会
東かがわ市外一市一町組合 組合長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.0%
全職員	84.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.9%
31～35年	97.9%
26～30年	93.8%
21～25年	98.1%
16～20年	94.5%
11～15年	96.5%
6～10年	86.6%
1～5年	96.4%

【説明欄】

- ①役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、女性職員が1名であることを考慮し、記載していません。
- ②他自治体からの派遣（割愛）職員の勤続年数については、派遣元の年数を含んだ勤続年数として算出しています。
- ③任期の定めのない常勤職員のうち、育児短時間勤務職員等については、週あたりの勤務時間に応じた換算率を適用し、職員数を換算しています。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたりの勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2として換算しています。
- ④扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、任期の定めのない常勤職員について、扶養手当の支給者に占める男性の割合は74.1%、住居手当の支給者に占める男性の割合は56.9%です。（R8.3支給実績より）
- ⑤相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、71.7%が女性（R7.4職員数より）であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。